

自動販売機設置に係る行政財産貸付仕様書

1 機器等の設置条件

- (1) 設置許可期間については、令和8年10月1日から令和13年9月30日までとする。
- (2) 設置場所については、別紙のとおりとする。
なお、貸付面積は、回収ボックスの設置場所を含む。
- (3) 設置場所の確認を希望する場合、事前に各施設に連絡の上、業務等に支障のない範囲内で実施すること。対応時間は午前9時から午後5時までとする。
- (4) 自動販売機の設置に当たっては、据付面を十分に確認した上で、安全面を考慮して設置すること。また、施設管理者と協議の上、適切な転倒防止対策を施すこと。その際、できる限り既存施設の躯体等に負担がかからない方法で設置すること。
- (5) 機器は、省電力、ノンフロン対応など環境に十分配慮した省エネ型自動販売機とする。
- (6) 新500円硬貨及び新1,000円紙幣が使用できること。
- (7) 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを設置し、販売した飲料の容器は、設置事業者の責任及び負担により回収し、各種法令に基づき適切に処理すること。また、ゴミについては自社のゴミだけでなく、回収ボックスに入っているゴミ及びその周囲に散乱しているゴミ等も回収し、周囲の清掃も心掛けること。
- (8) 現在、設置許可期間を令和8年9月30日までとする自動販売機が設置されているため、既存の自動販売機が撤去された後にしか設置できないこと。
なお、自動販売機の入替えにあっては、業者間で調整することとし、入れ替え作業日が決定し次第、各施設へ事前連絡をすること。
- (9) 本件貸付は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づき行政財産の一部を貸し付けるものであること。

2 貸付料等

- (1) 貸付料の算定における端数処理については、1円未満を切り捨てることとする。
- (2) 電気料金は、設置事業者が自ら設置した計量器（計量法（平成4年法律第51号）に基づく検査に合格したものに限る。）により算定した額を貸付料とは

別に徴収する。

3 貸付料の納付

- (1) 貸付料は、各年度に衣浦東部広域連合が指定する日までに、納入しなければならない。
- (2) 前納した貸付料は、設置事業者の責めに帰する理由により契約の全部又は一部を解除する場合は返還しない。

4 貸付料以外の経費

自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の費用、その他販売に係る諸経費は、全て設置事業者の負担とする。

5 使用上の制限

貸付期間満了時又は契約を解除したときは、設置事業者の負担により、衣浦東部広域連合が指定する日までに機器撤去と同時に使用場所を原状に復ししなければならない。

6 販売品目の条件

- (1) 販売品目は、缶、ビン、ペットボトル等の密閉容器とし、酒類及びタバコの販売は除く。また、商品の構成については、原則としてお茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶及びジュース類とし、採用決定後、事前に施設管理者と協議すること。
- (2) 設置事業者は、季節や商品の販売状況を考慮し、常に利用者のニーズに即した商品の提供ができるよう、適宜、商品の入れ替えを行うこと。賞味期限切れ及び品切れが発生しないよう、十分に注意すること。
- (3) 販売価格は、標準販売価格以下とすること。

7 維持管理及び衛生管理

- (1) 衣浦東部広域連合は、衣浦東部広域連合の責にやることが明らかな場合を除き、当該自動販売機に係る盗難事故や破損事故等に関しては、その一切の責任を負わないこととする。また、設置事業者は、自動販売機が毀損、汚損又は紛失したときは、速やかに復旧することとし、復旧にかかる費用は設置事業者が負担すること。
- (2) 販売品の搬入、廃棄物の搬出時間及び経路については、施設管理者の指示に従うこと。
- (3) トラブルや商品補充等、自動販売機利用者からの問い合わせやクレーム等に対しては、連絡先を明記し、設置事業者の責任において、週末や休日にかかわ

らず24時間対応すること。

(4) 自動販売機の設置によって、第三者に生じた事故が、衣浦東部広域連合の責に帰さない事由による場合は、設置事業者が補償すること。

(5) 関係法令等の遵守、徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合には、遅滞なく手続きを行うこと。

8 禁止事項

(1) 貸付物件を指定用途以外の用途で使用してはならない。

(2) 自動販売機を設置する権利及び自動販売機による飲料の販売に係る業務を第三者に譲渡、転貸又は再委託してはならない。

9 実績報告

(1) 報告時期及び報告内容

月別の販売個数及び売上金額について、翌月末までに報告すること。

なお、報告内容は、今後の入札等において販売実績として公表することがある。

(2) 報告の様式

任意とする。

(3) 報告先

衣浦東部広域連合総務課財務係宛てに電子メールその他の衣浦東部広域連合が適当と認める方法により行うこと。

(4) 事故等

設置事業者は、事故等により緊急の事態が発生したときは、その内容及び対策等を速やかに衣浦東部広域連合に報告すること。

連絡先

衣浦東部広域連合事務局総務課財務係

住所 〒448-8677

刈谷市小垣江町西高根204番地1

電話 0566-63-0133

電子メール soumu@union.kinutoh.lg.jp